

介護予防・生活支援体制整備市町村支援事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療や介護のサービス提供のみならず、多様な日常生活上の支援体制の充実を図っていく必要がある。市町村が地域の実情に応じて効率的に支援体制整備を推進できるよう、介護予防や生活支援のサービス提供の担い手となる団体に補助を行う。

2 事業実施主体

市町村が推薦する介護予防や生活支援（地域の支え合い）に取り組む団体
（地縁団体、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等）

3 対象事業等

- ・ 介護予防や生活支援サービスの担い手育成（先進市町村の取組調査やサービス提供に必要な人材の養成講座等の実施）
- ・ 地域の支え合いのためのサービス創出のための取組 など

4 補助基準

1 団体あたり 300 千円を上限とし、知事が定める額

5 補助率

補助率：対象経費の 10/10 以内

補助対象経費：報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料・賃借料

6 県内事例

R 2 一般社団法人福八：生きがいつくりの場の提供

小林市社会福祉協議会：有償ボランティアの養成講座

日向市社会福祉協議会：ICTを活用した移動支援等の実証実験

R 3 きらくえんカフェ：地域の交流の場の運営、セミナー開催

R 4 特定非営利活動法人住吉「つなぎ」相愛：高齢者等に対する生活支援、集いの場づくり
社会福祉法人豊の里：認知症予防活動、芸術療法

R 5 簡易な家事支援サービス団体「てつだっちゃろ会」：

高齢者に対する生活支援（買い物代行、ゴミ出し、除草作業等）

社会福祉法人ときわ会：介護施設等における自立支援介護の実践に向けたセミナーの開催

R 6 ふれあいの家笑くぼ：高齢者のための集いの場づくり、生活支援（通院、買い物、掃除）

7 県所管課

福祉保健部 長寿介護課医療・介護連携推進室（地域包括ケア推進担当）

電話：44-2605（内線：8125）

医療従事者確保のための救急医療利用適正化推進事業

(事業開始年度：令和３年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

医師不足の深刻化により救急医療体制の維持が危機的な状況に向かう中、いわゆる「コンビニ受診」等不要不急の受診の増加等が医療現場に与える影響は極めて大きい。これらは、疲弊した医師の退職等、医療提供体制の崩壊に直結する極めて深刻な問題であり、地域の救急医療体制を守るため、救急医療の適正受診について住民の意識変革、受診行動の改善を促進し、医師の負担軽減を図ることが急務となっている。

市町村（地域団体と連携して取り組んでいる市町村を含む）に対して支援を行うことにより、県民の意識改革、受診行動の改善のための啓発等の取組を推進する。

2 事業実施主体

市町村（地域団体へ間接補助をしている市町村を含む）

3 対象事業等

市町村	市町村が行う次の事業実施に要する経費 (1) 夜間急病センターや在宅当番医など救急医療施設の適正利用に係る県民への啓発 (2) 救急医療従事者へ県民が感謝を伝えるイベントなど救急医療従事者の確保に資する取組
NPO法人等の団体に対して補助をしている市町村	市町村がNPO法人等の団体に対し、本事業に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費

4 補助率

1／2（1市町村当たり 500 千円を上限とする）

5 県内事例

令和６年度実績（宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、えびの市）

6 県所管課

福祉保健部 医療政策課（医療体制担当）

電話：４４－２７９６（内線：８２５４）

地域生活支援事業・地域生活支援促進事業

(事業開始年度：地 域 生 活 支 援 事 業 平成 18 年度

地域生活支援促進事業 平成 29 年度) ー厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部ー

1 事業の目的・概要

障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 事業実施主体

市町村（ただし、事業の一部を地域の障がい者福祉団体等に委託することができる。）

3 対象事業等

(1) 地域生活支援事業

- ① 日常生活支援事業（日中一時支援、訪問入浴サービス 等）
- ② 日常生活用具給付等事業
- ③ 移動支援事業
- ④ 相談支援事業
- ⑤ 意思疎通支援事業 等

(2) 地域生活支援促進事業

- ① 障害者虐待防止対策支援事業
- ② 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業
- ③ 発達障害児者及び家族等支援事業 等

4 補助基準

知事が必要と認めた額

5 補助率

国 1／2 以内、県 1／4 以内

6 県内事例

各市町村において、地域の特性や利用者の状況に応じた事業が実施されている。

7 県所管課

福祉保健部 障がい福祉課（社会参加推進・管理担当）

電話：3 2－4 4 6 8（内線：8 9 2 5）

出逢い・子育て環境づくり支援事業

(事業開始年度：令和5年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

社会全体で出逢い・子育てを応援する気運づくりを推進するため、企業・団体等（以下「企業等」という。）による出逢い・子育て環境づくりに資する取組を支援する。

2 事業実施主体

ひなたの出逢い・子育て応援運動参加団体として登録している県内に事業所等を有する企業等

3 対象事業等

次のメニューを中心とした事業案を公募

(1) 出逢い・結婚に関する取組

- ① ライフデザインに関するセミナー・ワークショップ等の開催
- ② 県内在住の独身者を対象とした出逢いセミナー・イベント等の開催
- ③ 社会全体で出逢いを応援する意識啓発のためのセミナー又はイベント等の開催
- ④ 地域の出逢い支援ボランティアの育成、活動参加の仕組みづくりの取組
- ⑤ 出逢いを希望する者への還元を目的とした自主研究等の取組

(2) 子育て支援に関する取組

- ① 子どもや子育て家庭を支援するための交流の場づくり
- ② 社会全体で子育てを支援する意識啓発のためのセミナー又はイベント等の開催
- ③ 子どもや子育て家庭と多様な世代との交流の場づくり
- ④ 地域の団体と協働した子ども向けの伝統文化・行事等の体験の実施
- ⑤ 子どもに多様な体験を与えるための芸術・文化・遊び等の実施
- ⑥ 訪問支援など外出困難な家庭への支援
- ⑦ 地域の子育て支援ボランティアの育成、活動参加の仕組みづくりの取組
- ⑧ 子どもや子育て家庭への還元を目的とした自主研究等の取組

4 補助率等

- 補助率 10/10 以内
- 補助上限額 上記3（1）の区分：20万円、同（2）の区分：30万円

5 県所管課

福祉保健部 こども政策課（こども・若者戦略担当）

電話：44-2835（内線：8108）

少子化対策市町村支援事業

(事業開始年度：令和5年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

県と市町村が連携したきめ細やかな少子化対策の推進を図るため、市町村が実施する地域の実情に応じた少子化対策の取組を支援する。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業等

少子化要因見える化ツール（※）などを活用し、市町村が実施する地域の実情に応じた少子化対策の取組に対して補助する。

※市町村ごとの出生構造や結婚・子育て環境の強み・弱みを分析したもの

ただし、翌年度以降の国交付金（地域少子化対策重点推進交付金 等）活用に向けた取組を支援するものとし、同一事業に対する補助は単年度限り（同一市町村における複数回の利用を制限するものではない）。

なお、既存事業であっても、国交付金活用につながる取組であれば対象となる可能性あり。

補助対象経費：人件費（市町村職員の人件費除く）、謝金、旅費、消耗品費、材料費、燃料費、備品購入費、使用料、賃借料、委託料、通信費、運搬費、修繕費（恒久的なものは除く）、工事費、補助金 など

4 補助率等

○ 補助率 1／2以内

○ 補助上限額 500万円

5 県所管課

福祉保健部 こども政策課（こども・若者戦略担当）

電話：44－2835（内線：8013）

人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業

(事業開始年度：平成元年度)

ー 公益財団法人地域社会振興財団 ー

1 事業の目的・概要

人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業（旧長寿社会づくりソフト事業費交付事業）は、栃木県から発行される地域医療等振興自治宝くじ（通称レインボーくじ）の収益金を財源として、各都道府県及び市区町村が「高齢社会対策大綱」、「こども大綱」及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略」などを実現するために実施する事業に対して、公益財団法人地域社会振興財団（以下「財団」という。）から交付金が交付されるもの。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業等

以下に掲げる事業で国等から補助を受けていない（地方単独事業である）もの

- ① 雇用・就業対策事業（中高年齢者の雇用促進事業など）
- ② 健康づくり推進事業（予防健康づくり推進事業など）
- ③ 介護保険制度等充実支援事業（医療と介護の連携推進事業など）
- ④ 医療対策事業（地域医療従事医師及び看護師確保対策・養成事業など）
- ⑤ 福祉対策事業（認知症高齢者等対策事業など）
- ⑥ 学習・社会参加活動促進事業（各種ボランティア活動推進事業など）
- ⑦ 住宅・生活環境事業（高齢者交通安全対策事業など）
- ⑧ 高齢社会研究開発のための事業（高齢者の生活と活動を支える研究開発事業など）
- ⑨ こども・若者・子育て支援事業（妊娠・出産サポート事業など）
- ⑩ 地方移住・関係人口創出事業（地域企業等人材マッチング支援事業など）
- ⑪ その他（財団が特に必要と認める事業）

4 補助基準

1 市町村当たり 1 件 300 万円程度

5 補助率

定額

6 補助団体数

3～5 市町村程度（県において優先順位を付し、財団に対して副申を行った上、財団において採択する団体を選定するため、補助の確約はできない。）

7 県内事例

令和 5 年度 都城市、西米良村

令和 6 年度 都城市、新富町、西米良村

令和 7 年度 都城市、西都市、西米良村、五ヶ瀬町（内示状況、交付決定未済）

8 県所管課

福祉保健部 福祉保健課（総務担当）

電話：26－7074（内線：8213）